

NISA非課税期間満了時におけるご案内

2023年までに一般NISA・ジュニアNISAで買付した金融商品の非課税期間は5年です。5年経過後は新NISAへの移管（ロールオーバー）ができません、年末の終値で課税口座（特定口座・一般口座）へ移管されます。非課税期間満了前に非課税で売却することもできます。

●一般NISA口座でお買付された金融商品が非課税期間満了となるお客さま



非課税期間中に非課税で売却するか、課税口座に払い出しするか、どちらかをご選択ください。

課税口座（※1）へ払い出し	年内に売却する
・当社所定の書類をご提出いただき、非課税期間中に払い出しすると、払い出した日の終値が税制上の取得価額となります ・売却せずに非課税期間が終了すると、年末終値を取得価額として、特定口座や（特定口座未開設の場合は）一般口座へ自動で払い出しされます（お手続き不要） ・NISA口座（非課税）ではなくなり、譲渡益は課税、譲渡損は損益通算が可能です ・移管後の売却時、基準となる時価に注意（裏面参照）	・売却益が非課税で受け取れる ・損失が出て、他の金融資産との損益通算ができません ・非課税になるのは年内受渡の売却分のみ ・受け渡しが年をまたぐ売却は、年末の終値を取得価額とし、譲渡益は課税の対象となります

●ジュニアNISA口座でお買付された金融商品が非課税期間満了となるお客さま

ジュニアNISA制度は、2023年で終了しました。2023年までにジュニアNISAで買付した金融商品を非課税期間満了まで保有していると、非課税期間満了の年末時点の時価で課税口座（※1）へ自動で移管（18歳未満のお客さまは、非課税口座の継続管理勘定（※2）へ自動で移管）されますが、非課税期間満了前に非課税扱いで売却することも可能です。



■2027年1月1日時点で18歳未満のお客さま

継続管理勘定（※2）へ移管する	年内に売却する
・継続管理勘定にて非課税扱いで管理されます ・損失が出て、他の金融資産との損益通算はできません ・移管後の売却時、非課税で売却が可能です	・売却益が非課税で受け取れます ・損失が出て、他の金融資産との損益通算はできません ・非課税になるのは年内受渡の売却分のみ ・受渡が翌年になると譲渡益は課税の対象

■2027年1月1日時点で18歳以上のお客さま

課税口座（※1）へ移管する	年内に売却する
・NISA口座ではなくなり、課税で管理されます ・損失が出た場合、他の金融資産との損益通算が可能です ・移管後の売却時、基準となる時価にご注意ください（裏面参照）	・売却益が非課税で受け取れます ・損失が出て、他の金融資産との損益通算はできません ・非課税になるのは年内受渡の売却分のみ ・受渡が翌年になると譲渡益は課税の対象

※1 課税口座とは、特定口座（特定口座未開設の場合、一般口座）のことを指します。

※2 継続管理勘定とは、ジュニアNISA制度終了後（2023年以降）に、非課税期間が満了となる金融商品を年末まで保有していた場合、お客さまが1月1日時点で18歳となる年の前年12月31日まで非課税で保有することができる勘定のことで、この勘定は自動で開設されます。

2024年から新しいNISAがスタート !!

ジュニアNISAを開設している2026年1月1日時点で18歳のお客さまは、成人が利用できる「新しいNISA」が自動で開設されます。（開設は2026年12月中旬頃です。制度改正に伴い、2027年1月で自動開設の取扱いは終了となります。）ジュニアNISAで買付し、期間満了を迎えていない保有商品は、非課税期間満了年まで非課税で保有することができます。旧NISA口座から、新しいNISA口座へ保有商品を移管（ロールオーバー・非課税期間を延長）することはできません。



NISA非課税期間満了時のご注意事項



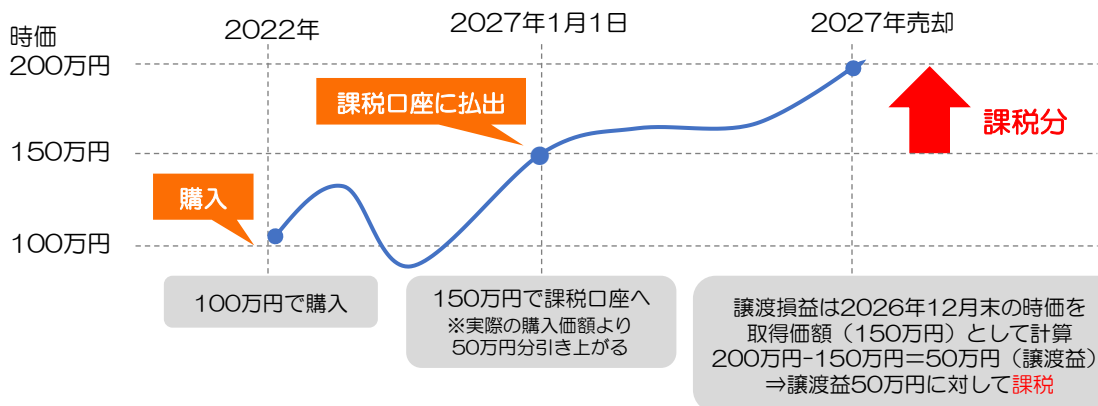
■NISA口座から課税口座に移管された場合

●課税口座に払出後、時価が上昇した場合、売却時に課税される可能性があります。

例 100万円で購入した投資信託を、70万円で課税口座に払出後、100万円で売却



例 100万円で購入した投資信託を、150万円で課税口座に払出後、200万円で売却



課税口座へ払出時の時価が当初の購入額より下落している場合でも、その時価が上昇した際に売却すると、課税口座へ払出時の時価との差が譲渡益となり課税されます。

■非課税期間内に売却する場合

売却益は非課税です。

- ・受渡日が非課税期間内（非課税期間満了となる年の12月末まで）となる取引が対象です。
- ・非課税期間内に支払われる配当金・分配金は、非課税となりますが、非課税期間満了後（年をまたいで）に支払われる配当金等は非課税になりません。

■NISA口座から継続管理勘定に移管された場合（翌年1月1日時点で18歳未満のお客さま）

- ・2023年の制度終了時点で18歳になっていないお客さまについては、2024年以降の各年において非課税期間が満了となった金融商品が自動で継続管理勘定に移管されます。
- ・継続管理勘定では1月1日時点で18歳である年の前年12月31日まで、金融商品を非課税で保有し続けることができます。
- ・継続管理勘定は、売却することはできますが、新規の買付を行うことはできません。